

## 関西大学芸術学美術史研究学会 会則

1. 本会は、関西大学芸術学美術史研究学会（英語名：Society for Art & Art History Studies at Kansai University）と称する。
2. 本会は、美学・芸術学・美術史学に関係する研究者を会員として組織する。
3. 本会は、会員相互の連絡を図り、その協力によって美学・芸術学・美術史学に寄与することを目的とする。
4. 本会は、その目的のため次の事業をする。また本会の事業年度は、総会のある7月を年度末とし、一年の起点を8月1日とする。
  - (1) 芸術学美術史学の研究者共同の便宜利益を図るための社会的活動。
  - (2) 会員の研究発表、共同の調査および研究の実施。
  - (3) 関係諸方面の研究者、学会、機関及び施設等との連絡。
  - (4) 電子ジャーナル『関西大学芸術学美術史研究学会 e ジャーナル』その他の出版、講演会、研究会の開催。
  - (5) 本会にメーリングリストを設け、会員同士の交流に供する。メーリングリストの入退会は個人の裁量でおこなう。
  - (6) 以上の他、必要と認める事業をおこなう。
5. 本会に次の機関を設ける。
  - (1) 総会（旧七夕会）
  - (2) 運営委員会
6. 総会は、本会の最高議決機関として、会員全体をもって構成し、毎年1回開催する。但し、会員の委任状による参加を認め、5分の1をもって成立するものとする。
  - (2) 総会は、会員の4分の1以上の要求によって臨時に開催することが出来る。
7. 運営委員会は会員から選出した運営委員及び顧問、会長をもって組織し、本会の入会審査、事務、及び事業を担当する。運営委員会は、その事務及び事業の経過を毎年総会に報告しなければならない。
  - (2) 運営委員の任期は定めない。
8. 本会の代表者は関西大学常勤職員で最高年齢者の会員とする。また、代表者は会員から顧問を指名することができる。
9. この団体を次の所在地に置く。大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学文学部 平井研究室
10. 代表者の任命により事務局長を定め、本会の庶務に関する業務を委嘱する。事務局に会計担当をおき、本会の会計に関する業務を委嘱する。
11. 会員は会費を負担し、本会の事業の優先的受益者となる。
  - (2) 以下の会員区分をもうける。  
正会員 年間3,000円

学生会員 年間 1,000 円（学部生は研究発表を無料で聴講できる。）

寄付会員（専任教員他） 会費＋寄付として 10,000 円以上の任意の金額

※正会員と学生会員、寄付会員は、大会での発表可、e ジャーナル投稿可、大会参加可とする。

メール会員 会費無料

※メールリングリストへの参加のみ。メール会員が大会発表を希望する場合は、e ジャーナルへの投稿を含め都度 5,000 円を、大会参加を希望する場合は都度 3,000 円を、それぞれ支払うこととする。

(3) 会費徴収方法

※総会時に直接支払う。

※振込の場合 リソナ銀行 吹田支店 普通口座 0437412 関西大学芸術学美術史研究学会

※1 年間支払いがなければメール会員となる。

12. 本会に入会するものは美術史の振興、研究に関心を持ち、学会活動に寄与する個人でなければならない。

(2) 入退会は事務局への連絡をもって受付、運営委員会で承認する。

(3) 5 年間連絡のない会員は退会扱いとする。

13. 本会の経費は会費、事業収益金、寄付金等をもって充てる。

14. 本会の会計は事務局が担当し、その収支決算を総会に報告しなければならない。

15. 本会に会計監査をおく。

(2) 会計監査は大学教員以外の者が行うこととする。

16. この会則は総会の議決によらなければ変更できない。

平成 26 年 7 月 26 日 会則議決により関西大学芸術学美術史研究学会設立

平成 26 年 9 月 24 日 一部改訂（総会での意見などに基づき事務局が実施）

平成 30 年 5 月 27 日 一部改正

平成 30 年 8 月 18 日 7 月 21 日の総会での議決に基づき改正

令和 4 年 1 月 18 日 一部改正

関西大学芸術学美術史研究学会 組織（令和 4 年 1 月 18 日現在）

顧問 中谷伸生

代表・事務局長・会計担当 平井章一

運営委員 上藺四郎、岡泰正、村田眞宏、山野英嗣（50 音順）